

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 3 回海田町議会臨時会（第 1 日）

平成 1 5 年 4 月 8 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	諸般の報告 議会報告……………	3
日程第 4	常任委員会委員の選任について……………	4
日程第 5	議会運営委員会委員の選任について……………	4
日程第 6	同意第 1 号 監査委員の選任の同意について……………	6
日程第 7	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について （海田町税条例の一部を改正する条例）……………	8
日程第 8	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について （海田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）……………	1 3
日程第 9	承認第 3 号 専決処分をした事件の承認について （海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）……………	1 4
日程第 10	発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について……………	1 6
日程第 11	請願第 1 号 合併についての「法定の合併協議会」設置の延期を求 める請願……………	1 7
	（閉 会）……………	2 3

平成15年第3回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成15年4月8日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 4月8日（火）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------------|---|---------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 総 務 部 長 | | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | | 富 田 征 |
| 参事（福祉保健担当） | | 因 幡 忠 志 |
| 総 務 課 長 | | 久 保 伸 一 |
| 税 務 課 長 | | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | | 上 村 直 樹 |

~~~~~○~~~~~

## 9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 主 査         | 中 下 義 博 |
| 主 査         | 浜 吉 計 守 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告 議会報告

日程第4 常任委員会委員の選任について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 同意第1号 監査委員の選任の同意について

日程第7 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）

日程第9 承認第3号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第10 発議第5号 閉会中の継続調査事件について

日程第11 請願第1号 合併についての「法定の合併協議会」設置の延期を求める請願

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第3回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第11に至るものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名者は、会議規則第110条の規定によって、議長より、9番、宮坂君、10番、崎本君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告をいたします。

去る3月31日付で田中議員から辞職願が提出され、同日付で許可いたしましたので、報告申し上げます。

以上で議長報告を終わります。

これにて諸般の報告を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第4、常任委員会委員の選任についてと日程第5、議会運営委員会委員の選任については、関連がございますので、一括議題といたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）動議について、選考委員会に対する動議を提出いたします。常任委員会及び議会運営委員会委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長・副議長を含む8名の方を選任いただいて、選考委員会において常任委員会及び議会運営委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。

なお、常任委員会についてはこれまでどおり、各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出いたします。

○議長（河野）ただいま山岡議員より、各常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について、正副議長を含めた8名の選考委員を選出して、そこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、常任委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立をいたします。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。お諮りします。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本動議のとおりこれを決します。それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は、正副議長並びに多田君、西山君、原田君、住吉君、山岡君、佐中君、以上8名を選考委員に決定をいたします。

これより常任委員会の希望をとります。用紙を配付しますので、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。では、用紙を配ります。

（この間、用紙の配付・記入・回収）

○議長（河野）皆さん、提出されましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）それでは、選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。選

考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 6 分 休憩

午前 9 時 2 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

ただいま選考委員会において常任委員会の割り振りが決まりましたので、ご報告をいたします。委員会条例第 5 条 1 項の規定により、総務文教委員会委員に岡田君、桑原君、堀間君、山岡君、国岡君、加藤君、河野でございます。以上 7 名。それから福祉厚生委員会委員に多田君、西山君、崎本君、原田君、前田君、中岡君、以上 6 名でございます。建設産業委員会委員に西田君、渡辺君、斎木君、宮坂君、住吉君、佐中君、以上 6 名で、それぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

なお、議長は公平中立の立場から委員を辞退させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

続いて委員会条例第 5 条第 1 項の規定によって、議会運営委員会委員に中岡君、原田君、佐中君、住吉君、山岡君、崎本君、西山君、以上 7 名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。ただいま指名した方を議会運営委員会委員とすることに決定をいたしました。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い議長に報告をしてください。

なお、議会運営については各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い議長に報告をしてください。

それでは、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain of loops. In the center of this line is a single, slightly larger circle.

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

ただいま常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長堀間君、副委員長桑原君。福祉厚生委員会委員長多田君、副委員長西山君。建設産業委員会委員長佐中君、副委員長齋木君。以上でございます。

続いて議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に山岡君、副委員長に崎本君を決定いたしました。

以上で日程第4と第5についての審議を終了いたします。

この際 執行部の出席を求めろため暫時休憩をいたします

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は、本日１日と決しております。

~~~~~○~~~~~

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので西山君の退席を求めます。

(この間、西山議員退席)

○議長（河野）町長より提案理由の説明を求めます。町長

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、人事案件であります監査委員の選任の同意と３月定例議会後の専決処分に対しまして３件の承認をお願いするわけでございますが、初めに、同意第１号、監査委員の選

任の同意について、議会選出の監査委員であります住吉 充さんから辞職願が提出され、辞職を承認したことから、不在となった監査委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は西山勝子さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、同意第1号、監査委員の選任の同意についてご説明させていただきます。監査委員であります住吉 充さんから辞職願が提出されたため、西山勝子さんをお願いしようとするものでございます。監査委員につきましては、地方自治法196条の規定に基づき、普通公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者及び議員のうちから選任するものでございます。委員の任期は、議員の任期によるものでございます。

それでは、西山勝子さんについてご説明いたします。生年月日は昭和19年12月4日、現在58歳になられます。住所は海田町石原9番23-4号でございます。経歴でございますが、平成5年に海田町議会議員に初当選され、現在3期目になられます。議会常任委員会につきましては福祉厚生委員、総務文教委員、建設産業委員、平成11年には総務文教副委員長、現在は総務文教委員長を務められておられます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。豊富な知識と経験を持っている先輩議員が多くおられるんですが、何を基準に西山議員を選んだのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）仰せのように、先輩議員諸氏がたくさんおいでるわけでございますけれども、既に委員を務められた方、いろんな経歴を議員さんはお持ちでございますけれども、そういう中で我々が判断いたしましたのは、やはり、ただいま総務課長が説明申し上げたような理由によって西山勝子さんが適任であると、こういうふうに判断をいたしましたわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第１号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第１号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって同意第１号については、原案のとおり同意することに決定をいたします。

西山君の除斥を解きます。

（この間、西山議員着席）

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第７、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第１号、専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）。本条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があることから、本年３月３１日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によってその専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

専決処分年月日は平成１５年３月３１日でございます。

議案書３ページをお開きください。

専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成１５年３月３１日。海田町長、加藤天。

海田町税条例の一部を改正する条例の内容が7ページにわたっております。条例の改正内容につきましては、資料1の「海田町税条例一部改正の概要」によって説明させていただきます。

それでは、地方税法等の改正による条項の移動と文言の整理などの改正以外の改正内容について、順に説明させていただきます。

まず、(1)の第19条第4号の「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」ですが、地方税法第603条の2に規定していた特別土地保有税審議会の項目が削除されたため、条項を移動するものです。

(2)の第31条第2項「均等割の税率」ですが、法人町民税の均等割の税率の表中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定している、法人である政党又は政治団体」について、収益事業を行わない場合に限り、均等割の非課税措置を講じるため、削除するものです。

(3)第132条第2項「特別土地保有税に係る不足税額の納付手続き」ですが、地方税法の改正により特別土地保有税審議会の規定が削除されたことに伴い、法の条項移動を整理するものです。

(4)附則第11条「土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」ですが、「平成12年度から平成14年度まで」を「平成15年度から平成17年度まで」に改め、見出しを整理するものです。

(5)附則第11条の2「平成16年度又は平成17年度における土地の価格の特例」ですが、地価が下落し、かつ町長が土地の修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが課税上著しく均衡を失うと認められた場合は、平成16年度分、平成17年度分に限り、修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとするものでございます。

(6)附則第12条「宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、平成12年度から平成14年度まで実施していた負担調整率を平成15年度から平成17年度まで引続き規定するものです。

附則第12条の2ですが、商業地等のうち、当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の税額は、当該年度分の税の課税標準額に10分の7を乗じた額とするものです。

(7)附則第13条「農地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、平成12年度から平成14年度まで実施していた負担調整措置

を平成15年度から平成17年度までに引続き規定するものです。

(8) 附則第13条の2「市街化農地に対して課する固定資産税の課税の特例」ですが、市街化区域農地に係る固定資産税額は、固定資産税の課税標準となる価格の3分の1の額を課税標準額とした税額と規定するものです。

(9) 附則第13条の3「価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地の当該年度の価格下落率が0.15以上であることの規定をするものでございます。

(10) 附則第14条の2「特別土地保有税の課税の停止」でございしますが、平成15年度以後の年度分の土地に対して当分の間、特別土地保有税の課税を停止するものです。

(11) 附則第15条の2「特別土地保有税の課税の特例」ですが、平成12年度から平成14年度まで特別としていた課税の特例を平成15年度から平成17年度までに引続き特例として規定するものです。

(12) 附則第19条の2第2項「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例」ですが、平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、上場株式等を譲渡したときは、その譲渡価格の税率を100分の3.4から100分の2に改正するものです。

(13) 附則第20条第7項「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」ですが、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の課税の特例について「上場等の日以後1年以内に行われる譲渡」を「上場等の日以後3年以内に行われる譲渡」にして、譲渡の期間制限を改正するものです。

(14) 附則第20条の3「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」ですが、前年3年以内の各年に生じた先物取引差金等決済に係る損失金額の控除に関する申告書において、その後の年度分の町民税について、連続して申告書を提出しているときに限り、先物取引に係る雑所得等の金額から控除する規定を設けるものです。

施行期日につきましては、平成15年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原です。4点ばかり質問いたします。質問は資料2の「海田町税

条例新旧対照表」によって行います。

ページ6の12条の2の関係でございますが、旧条例の12条の2に「平成12年度及び平成13年度にあつては0.75、平成14年度にあつては0.7を超えるものに係る」とか書いてあるわけですが、この新条例ではこういう区分をせずに、すべて0.7をもって積算の根拠となさっている、その理由をお願いします。

それから、7ページ、13条の2で新しく設けられた条文でございますが、この13条の2の内容を、特に3分の1の額というようなことが書いてあるわけですが、これを例を挙げて内容を説明していただきたい。

それから、8ページ、13条の3、旧条例では13条の2に当たるわけですが、価格下落率が0.12以上であったのが今度は0.15以上になっております。これの積算根拠をお願いします。

それから、ページ9、特別土地保有税の課税の停止の条項で、これは新しい条項ですが、これに該当する税金があるのかどうか。特に、これは税条例の第123条4項以下に土地区画整理事業のこと、換地等のことが書いてあるわけです。このことについてどのように考えておられるか、町長のご意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）これは、根拠というんですか、地方税法のあれで平成14年度にそろえて0.7という、今までは段階的なものであったものを14年度の0.7というものに定めたものです。

（「根拠を教えてください」と呼ぶ者あり）

○税務課長（畝）根拠というんですか、地方税法の改正によりですから、根拠というのは一応、それは私の方で根拠をつくったわけではございません。これは全国统一ですので、全部のそれに対して。ただ、14年度にはそろえております。今まで段階的なものを今回は14年度の0.7にそろえておるといように認識しております。

それから、3分の1でございますけど、市街化農地の。これは、今、市街化農地は下落率が激しく、それで、今回新しく創設されたものです。これも、3分の1の根拠と言われても、これは私どもの方ではちょっと……。市街化農地の下落率は激しいということは確かなんです。商業地、市街化農地は下落率が激しいので、今回の賦課の状況を見ても、5%ぐらいの税は減っております。

13条の3の0.15でございますけど、0.12から0.15になったのはなぜかという、これでございますけど、これは平成12年度から平成14年度までの全国の平均の下落率が0.15という、それで設定されたものです。

それから次に、4番目の土地保有税、課税がどうかということなんですけど、現在、海田町では土地保有税は課税されておられません。土地保有税の税目が設定されてからは課税はありません。ただ、審議会にかけた事案としては、これは免除に係るものですね、都市計画区域の5,000平米以上のもので、保有または取得に対して免除規定の、同会と町長が審議会に審議していただく、それでは2件ほどございました。例で言えば、宇部コンクリートのところですけど、免除されております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）今聞いたことは、全国でそうなっているからという話であれば、何も海田条例の説明を求めることはないですよ。今回の大改正が行われた、それを見ればいいわけでしょう。でも、少なくとも、税条例なんですからね。全国の積算基礎ぐらいちゃんと説明してほしいわけですね。そうでしょう。全国でそうなっているんだからというなら、それでも結構なんです。それを言わないで、ただ条文がそうなっているからそうやったんだというのでは納得いかないわね。そういうことはちゃんと、いやしくも税条例のことを説明しているのに、海田町が税を徴収するわけでしょう。だから、全国の積算基礎はちゃんと載っているわけですから、そのぐらいのことは勉強しておいてくださいという意味ですよ。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第８、承認第２号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第２号、専決処分をした事件の承認について（海田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）。本条例の廃止につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、審議会への付議要件が廃止されたため、本年３月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、承認第２号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第１項の規定によって、海田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について専決処分をしましたので、同条第３項の規定によってその専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

専決処分年月日は平成15年３月31日でございます。

議案書11ページをお開きください。

専決処分書。海田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成15年３月31日。海田町長、加藤天。

廃止する条例の内容でございますが、地方税法第603条の２第４項及び第603条の２の２第２項に規定している都市計画区域内の土地で5,000平米以上の土地の保有及び取得について、免除土地に係る納税義務の免除の認定の際の特別土地保有税審議会への付議要件については、平成15年４月１日以後は審議会への付議要件は廃止することとなったためです。

なお、海田町税条例附則第14条の２第１項により、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税は課さない規定を改正しています。

施行期日につきましては、平成15年４月１日です。

また、特別職の職員で非常勤であります特別土地保有税審議会委員の報酬日額6,100円の項目を削除するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することと決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第3号、専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法の一部改正に伴い、介護納付金課税額に係る課税限度額を7万円から8万円に引き上げる等、海田町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によって、海田町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決をいたしました。同条第3項の規定によってその専決事項について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

専決処分年月日は平成15年3月31日でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。13ページの専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定によって、次のとおり専決処分をするというものでございます。

それでは、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。なお、資料番号3の新旧対照表もあわせてご覧ください。今回の条例改正案は地方税法の一部改正に伴うものでございまして、1点目が介護納付金の賦課限度額を現行の7万円から8万円に引き上げるもの、また、2点目が附則中の「商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例」について適用対象が拡大されたことなどによる文言の整理と特例の新設でございます。

それでは、具体的にご説明申し上げます。まず、条例の第2条第3項中及び第13条第1項中の介護納付金の合算額が「7万円」を超える場合においてを「8万円」に改め、介護納付金の減額後の額も7万円から8万円に改めるものでございます。これは、高齢化の進展に伴い、サービスの充実等による介護給付費の増加が見込まれる中、40歳から64歳までの2号被保険者における中間所得者層の負担感の緩和を図り、被保険者間の公平を進める必要性等を勘案しての改正でございます。

次に、附則第8項中の「商品先物取引」を「先物取引」に改めるものでございます。

また、附則第9項を第10項とし、第8項の次に第9項として「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」を加えるものでございます。これは、先ほどの地方税法の一部改正による町税条例の個人住民税課税に伴うものでございますが、従来の商品先物の特定商品でございます金、大豆等の売買等に加え、新たに有価証券等先物取引に係る雑所得等が適用対象に追加されたことに伴い、「商品先物取引」から「先物取引」に文言を改正し、さらには新たな特例措置として、地方税法附則第35条の4の2第2項の規定による、各年に生じた先物取引に係る売却代金と貸付代金の差引き後の金額であります差金等の決済、すなわち受け渡しの売買取引を完了したことにより生じた損失金額のうちに、その売買取引を完了した日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額を計算上控除してもなお控除し切れない金額がある場合、その後の年度分の町民税について、連続して申告書を提出しているときに限り、先物取引に係る雑所得等の金額からの繰越控除が認められるとする個人町民税の課税算定の特例に合わせるものでございます。

なお、附則の第1項としまして、この条例の施行期日は平成15年4月1日から、また、第2項として、改正後第2条及び第13条の規定は平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるもの、また、第3項として、附則第8項及び第9項の規定は平成16年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

少し時間をいただきましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第3号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認することと決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第10、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。閉会中の継続調査事件について、提案説明をいたします。

議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。閉会中においては、地方自治法第109条第6項、第109条の2第4項及び第110条第3項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ、議会の閉会中もなお調査を行うことができるものとされております。本案は、平成15年度における各常任委員会及び議会運営委員会並びに広報広聴調査特別委員会の閉会中の継続審査について、複雑化、専門化する行政に対応しようとするもので、別表のとおりそれぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。

以上で提案説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第11、請願第1号、合併についての「法定の合併協議会」設置の延期を求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第85条の2第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議があるようでございますので、起立により採決を行います。本請願について、委員会付託を省略することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野) 起立多数と認めます。したがって、請願第1号については委員会付託を省略することは可決されました。本請願の委員会付託を省略いたします。

本件について、紹介議員からの説明を求めます。桑原君。

○4番(桑原) 4番、桑原です。さきの3月25日、同日付をもって合併についての「法定の合併協議会」設置の延期を求める請願書が海田町を考える会の白根輝清代表から海田町議会議長河野道昭あてに提出されました。これは、海田町議会の会議規則第84条の規定に基づくものでございます。私は、請願趣旨に賛同し、地方自治法第124条の適用及び海田町会議規則第86条の規定の準用に基づき、この請願について説明を行うものでございます。

請願の趣旨・内容につきましては、海田町会議規則第85条の規定に基づき、議長から配付されました請願書の写しのとおりでございます。すなわち、本年5月ごろに設置を予定されている海田町の合併の特例に関する法律、合併特例法でございますが、第3条の規定に基づく合併協議会、いわゆる法定合併協の設置を延期し、来年の平成16年5月以

降とする旨の請願内容でございます。

その理由につきましては上述の議長から配付されました請願書の写しのとおりでございますが、この請願に当たり、幅広く町民の皆様の署名を円滑に進めるため、海田町を考える会代表白根輝清ほか会員連盟の、合併のための法定協議会設置決議の延期請願にかかわる署名のお願いの文書が事前に個別に配付されております。この法定協の設置決議延期の請願にかかわる署名のお願いの中に延期理由が幾つか具体的に記されていますので、これをあわせて引用し、説明をさせていただきます。

その1つは、海田町では平成16年4月1日の広島市との合併に向け、合併手続き等が行政サイド主導で進められ、両市町間で5回にわたる合併任意協議会も一応終了しております。2つ目に、これら合併に係る情報は広報かいた、最近の各自治会単位の集会で説明会等を通じて、合併に伴う協議内容はそれなりに明らかになっております。しかし、これまでのところでは、合併によって海田町民の一人一人の生活にどのような影響、変化がもたらされるのか、住民の不安や不満に対して十分応えているものであるとは思えませんということでございます。例えば、昨年実施されました抽出アンケート調査についても、海田住民の将来を左右するような重大問題であるにもかかわらず、回収率、その結果の判定にはやや軽率のそしりが免れない感じがいたします。また、最近行われました説明会では、参加者も少なく、会合の大半は町サイドの一方的な説明に費やされ、住民の不安や不満に応えるものではありません。さらに、海田町住民を無視した行為として、インターネットアドレス住所が安芸区海田上市となっていることで、一部の部署なのか、庁全体のことなのか、いずれにしても許しがたいこととございますといった具体例が挙げられております。4つ目に、今回の市町村合併特例法の期限は平成17年3月31日まであります。町サイドは法定協議会の中で細かい詰めをしようと言っておられますが、現在のように町民の支持が軟弱な状態での交渉では、広島市側から大多数の町民の納得をする回答を得ることは期待できません。

以上のことから、海田町のこれまでの手法では住民の不安を払拭することは困難でございます。法定協議会設置の予定を平成16年5月以降に延期して、将来の海田町のため、もっと住民と対話し、住民の意見を聞く時間を持つことによって、民意が十分反映されるための期間を保障していただきたい。以上が合併法定協の設置を延期する理由であります。

以上です。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これについて質疑があれば許します。質疑・答弁は自席で行ってください。西田君。

○2番（西田）先ほどの説明の中に、海田上市と、漢字でのインターネットアドレスが紹介されましたが、現実にはそのようなものがあるかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）これは私自身じゃなくて、考える会の方の事実として掲示をされているわけですから、紹介者としては内容の説明だけにとどめさせていただきたいということで説明をしたわけですから。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようでございますので、討論を行います。まず、反対討論があれば許します。国岡君。

○18番（国岡）反対討論を行います。合併について法定協議会の設置を求める請願について反対の立場から討論をいたします。

「合併に伴う住民一人一人の生活への影響について説明不十分であり、多くの住民がこの合併について不安を持っている。住民と対話し、民意が十分に反映されるように、合併協議会の設置を平成16年5月以後に延ばすべき」との請願について、昨年から広島市・海田町合併研究協議会の中で決定されたことについて、住民説明会や各家庭に配布された研究協議会の結果について資料で詳しく説明されております。親切丁寧にこれを周知徹底することといえども、これにも積極的に町民の方が参加されなければ、これも限界があります。ただただ説明会の回数を重ねればよいというものではないと思います。今となって法定協議会の設置を1年間延期することは、はっきりとしたメリットがあるのであれば、考える余地はあります。本町は、平成15年度予算は合併を見越して編成しております。これも成立しております。ただ漠然と民意を反映するためにと、法定協議会の設置を延期すべきではないと考えております。設置を遅らすことで他町村との同時合併ということにでもなれば、今回の合併計画さえも縮小されかねない場合があるのではないかと私は思っております。

合併には潮どきがあります。今、法定協議会の設置を延ばすことは合併をも逃すことになりかねません。小を得ようとすれば、大を逃すことがあります。もし、どうしても

不満の箇所があれば、法定協議会の場を設置した中で論議を十分していくべきだと思います。時によれば、棄権をして戻すような場合があるかも知れません。法定協議会の場において海田町民が有利になるようなことを今からやっていきたいと考えております。よって本請願に対して反対いたします。

以上でございます。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。合併について「法定の合併協議会」設置の延期を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

地方自治体を考えるとき、まず、自治体の役割は何かが問われております。1つは政治の場であること、もう一つは行政の担い手であることであります。市町村は必ず両方を持たなければなりません。政治の場として市町村が機能し、政治を通じて決定されたことが行政として住民の福利につながるわけです。今、市町村合併をめぐって議論されているのは専ら行政効率の問題です。行政需要の複雑化や広域化に対応して自治体の行政能力を高める必要があるというものです。市町村というのは政治の基本単位であり、住民の自治組織であります。「地方自治は民主主義の小学校」という有名な言葉があります。今の合併の進め方を見ると、県の側で市町村の合併パターンをつくって、どれがいいのかと提案をしております。この合併特例法はもともと期限付きの補助制度を設けて国が誘導し、強引に進めておるわけでございます。これまで町民が努力に努力を重ねて培ってきた文化や歴史、福祉や教育、子育てなどの独自の政策や制度が失われます。

また、広島市は新都心開発を中心とした大型開発に財源が組み込まれたり、また、行政が遠くなり、地域の身近な問題や要求が届きにくくなります。巨大都市では行政への住民参加の条件も遠のきます。議員数は激減し、住民の声が反映しにくくなります。合併は私たちの暮らしと人権にかかわる重大な問題です。大切なのは町民本位のまちづくりと真に住民に役立つ行政をつくることであります。国や財界主導の合併で大都市に吸収されていく道ではなく、町民こそ主人公という地方自治の大原則をしっかり踏まえ、町民の手でまちづくりを進める道こそ住みよい海田町を築く道であります。

しかし、町長はそのまま国や県の方針を受けて優先をしております。町民の暮らしや営業を守るということは二の次であります。それは、介護保険料や国保の改悪や、地権者の協力のないまま10年間も前進しない区画整理事業、町民から、議会は何をしておるか、多額の投資をして何のメリットがあるのか、財政を圧迫して先行き見通しがらないで

はないかと批判の声もだんだん広がっております。その結果の要因の1つに、最終的には単独町政を投げ出し、しかも合併の方法も、町民の総意で決める問題であるにもかかわらず、民意の反映でも、町民が決することに拒否をしております。しかも、自分の任期中としております。これは、もう1年延ばすことによって町民からの細かい要求が実現をできます。2つ目には、町には遊休地があり、1年延ばして処分し、還元すべきです。3つ目には、町の財政調整基金などを処分するためにはもう1年単独町政を続けるべきであります。もう1年延ばすことによって町長選挙が行なわれ、民意が反映をされます。5番目には、合併協議会での未解決問題を町民と一緒に協議ができます。6番目に、温水プールや文化センターの建設など、町民の声が聞きやすく、協議ができるわけでございます。

以上の点から、この請願に対して賛成の意を表明し、当論を終わります。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。斎木君。

○6番（斎木）私は、平成15年度の予算についても反対討論で申しました中のそれ以外の、多少重複するかも知れませんが、賛成の立場で申し述べたいと思います。

本当にこの法定協には我々議会の代表は少数と聞いております。今のままで法定協へ進みますと、あるいは6月の定例会まで進みますと、あっという間に今のような状況で合併へ持っていかれるわけですが、県内で7つ、8つの町村が合併されておりますが、本当に間近なところを我々議会も町当局も加藤町長も、ここへ行ってください、この資料を見てください、全然ゼロじゃないですか、皆さん。そして、もちろん日本国で多数合併をやっておる1カ所だけ1泊2日で行っただけで、海田町の町名は残りますが、本当に海田町はなくなるんですよ。そういう時点において、そりゃ行け、そりゃ行け、どんどん行け行けということはもってのほかであると思います。法定協にもう少し、例えばJRも皆さんの要求によって町長が、新駅ですよ、400万の調査費を組んで立ちましたが、やっぱり10年間の合併素案の中に5億、6億、10億を入れて10年計画の中に、素案ですが、早くやるべきことはまだ当然要求すべきではないかと思えます。

2つ目は、福祉センターの問題ですが、17億とか18億かかるわけですが、それも素案の中に入っておりますが、もっと具体的にならなきゃならんと思うんです。先般、執行部の答弁もですよ、皆さん、それでは佐中議員さんの質問に対して、16年度は広島市が予算を組むんだが、間違いなく組んでくれるかと、こういう質問をされたと思います。それに対して、広島市はこういうふうに言っておると。多少言葉が抜けるかわかりませ

んが、16年度は計画で引続いての7億、8億の予算をやる予定だが、やはり万が一ということがあるから、海田町の2名の補欠選挙の議員が出られた6月広島市の定例会において組みたいと思う、反対だというんだから。そういうニュアンスの言葉もあるわけです。そういうことですから、必ずもっと具体的に合併計画の素案の中に私は2つ目としてきちっと文書化して入れなきゃならないと思います。入っておるが、あいまいな点がある。

3つ目は教育予算でございますが、これも任意協の間で少ないと、こういうことで、これは山岡議員が任意協で提案されたことも具体的にどことどことどこということ素案の中に入れてもらわなきゃいけないと思う。それは20億になるか30億になるかわかりません。

次に、温水プールについて崎本議員が強力に述べられて、町当局もその意思に対して進めておりますが、これも836億の素案とか900、その中に具体的に年次計画、私は心配なんです。広島市の各区に温水プールは1つしかやらんと言うんです。それを1年後に合併して広島市が簡単にのむかということです。法定委員会をもう1年延ばして17年の3月にやれば、私は海田町で完成してできるのではないかという形の中で申し述べるわけです。

次に、私が再三本会議で町長に答弁を求めて執行を求めておりますが、海田湾のいわゆるウォーターフロント構想ですね、ガス会社を含めた。カキ殻に埋もれて、海田には港がないんです。これは県と協力して必ず10年計画の中に、船がつく海田港、あそこらの開発をぜひとも具体的に、法定協を延ばして、それもきちっと全議会で、あるいは町民の意向を聞いて臨海部もやらなきゃならない。ガス会社の土地の一部を購入するとか、借りるとかいうことも進めていかなきゃならない。これも皆さん議員の中で全員ですが、再三、多田議員が申されておるように、やっぱりこれも10年計画、何年計画の中で学校の完全冷暖房というものをきちっとまとめて持っていかなきゃ、西高東低、広島市が中心部にどんどんやるんだから、これも文書化して強引に調印しておかんと、やっぱり将来が不安になるのではないかと、こういうふうには、先ほども趣旨説明の中で佐中議員がおっしゃったように、売るべき町有財産をきちっと詳しく調べて、1年先なら調べて売る時間もないんじゃないかと。そして、やるべきことはやるということで、法定協を延ばす住民参加の策定委員会をつくってやってみればいいじゃないですか、皆さん。そりゃ行け、そりゃ行け、やあやあやあやあ言うて。そんなもんじゃないんじゃないですか

ということで、私は法定協を延ばすことに賛成いたしますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより請願第1号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。

請願第1号について、採択するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択ということに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これにて、平成15年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

午前11時07分 閉会